

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの標準化については、国の基本方針に則り、度重なる標準仕様書の改版に対応しながら、本年10月から運用開始となったところである。

国においては、自治体への財政支援策として、構築経費については全額補助対象としているものの、運用経費については、直接的な補助ではなく、地方交付税措置による支援が示されている。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第11条においては、「国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」とされているほか、地方公共団体情報システム標準化方針においては、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すこととしているが、新たな回線接続経費や、ガバメントクラウドの利用にあたっての運用管理補助者の設置やライセンス利用料などが追加となるほか、従前と比較して、システム自体やクラウドの利用料が増加するなど、本町を含め、多くの自治体で運用経費の増加が見込まれている。本町では、標準化後の運用経費は年間で約1.2億円となり、これは標準化前と比較して、およそ2.8倍、年間で約8千万円の増加となる見込みである。

このような地方公共団体の状況を踏まえ、国においては、標準化による地方公共団体情報システムの適切な運用が図れるよう、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 国の基本方針で示した「平成30年度比で少なくとも3割削減」について試算根拠を明確にするとともに、実現に向けた対策を講じること。
2. 運用経費削減のための対策を講じたうえで、削減が実現しない場合の財政措置として、自治体間の不公平が生じないよう地方交付税措置ではなく、直接的な支援となる補助制度を設けること。
3. デジタル庁は省庁間の調整を強力に実施し、統制の取れた施策を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月2日

内閣総理大臣 高市早苗 殿
財務大臣 片山さつき 殿
総務大臣 林芳正 殿
デジタル大臣 松本尚 殿

福井県おおい町議会